

食品技術アドバイザー指導事業実施要領

18 産労農食第 16 号
制定平成 18 年 4 月 1 日

(目的)

- 1 食品技術アドバイザー指導事業は、東京都立食品技術センター所長(以下「所長」という。)から技術指導の依頼を受けた者(以下「食品技術アドバイザー」という。)の技術指導により、中小食品企業の新製品、新技術の開発、生産工程の改善、品質管理技術の向上等を図ることを目的とする。

(技術指導の範囲)

- 2 食品技術アドバイザーは、中小食品企業の新製品、新技術の開発及び移転、生産工程の改善、品質管理技術の向上、製品又は製造工程における規格、基準への対応等に係わる技術的諸問題解決のための技術指導を行うものとする。

(技術指導対象企業)

- 3 食品技術アドバイザーによる技術指導は、中小企業支援法第 2 条に該当する中小企業者で、都内に主たる事業所を有する食品企業(以下「企業」という。)を対象とする。

(食品技術アドバイザーの指定)

- 4 食品技術アドバイザーは、食品技術アドバイザー指定基準に基づき所長が推薦し、都は所長の推薦に基づき食品技術アドバイザーの指定を行う。指定期間は 2 年間とし再任を妨げないものとする。

(食品技術アドバイザーの守秘義務)

- 5 食品技術アドバイザーは、指導上知り得た企業秘密を厳守するため、指導企業との間での秘密保持契約(別記様式 1)の締結等、必要な措置をとるものとする。

(調整)

- 6 本事業の企画及び総合調整は、農林水産部食料安全室において行うものとする。

(指導要領)

- 7 食品技術アドバイザーによる指導は、次の各項により実施するものとする。
 - (1) 食品技術アドバイザーの指導を受けようとする企業は、指導依頼書(別記様式 2)を所長に提出しなければならない。
 - (2) 所長は、企業からの指導依頼に基づき、技術指導を必要と認めた場合、企業の技術水準、指導依頼の内容、指導日数等を検討し、適切な食品技術アドバイザーを選出し、当該食品技術アドバイザーに対し、様式 3 により指導依頼をするとともに、別紙様式 4 により指導依頼があった企業に対し、通知するものとする。
 - (3) 食品技術アドバイザーによる技術指導は、当該企業の都内生産現場又は東京都立食品技術センター(以下「センター」という。)で行うものとする。ただし、同一企業への指導において、都内生産現場等での技術指導を行い、かつ、都外の生産現場等においても一体的な技術指導を行う必要があると所長が認めた場合については、都外の生産現場等で行うことができる。
 - (4) 所長は、指導内容の把握等のため、又はその他必要に応じて、指導依頼企業に職員を派遣することができる。

(5) センターの職員は、食品技術アドバイザーによる指導に必要な試験研究、分析検査、情報の提供等に対し、協力するものとする。

(6) 食品技術アドバイザーによる技術指導は、原則として一企業につき一人が行うものとするが、必要に応じて複数の食品技術アドバイザーが行うことができるものとする。

(7) 食品技術アドバイザーによる技術指導の日数は、原則として一企業一指導依頼につき、5日以内とする。ただし、所長の承諾を得た場合は、これを延長することができる。

(食品技術アドバイザーの謝金等)

8 食品技術アドバイザーに係る謝金等は、次の各号のとおりとする。

(1) 技術指導に対する食品技術アドバイザーの謝金は、食品技術アドバイザー謝金の支払基準に基づく額とする。

(2) 技術指導の実施場所までの交通費は、謝金に含まれるものとする。但し、技術指導の実施場所が、東京駅から鉄道営業キロ数50キロを超え、かつ、乗車時間が片道1時間30分を超える場合については、技術指導を受ける企業が当該食品技術アドバイザーに対して、その交通実費を直接支払うものとする。

(3) 食品技術アドバイザーに対する謝金の支払いは、所長からの実施結果報告に基づき、都が支払うものとする。

(指導料等)

9 食品技術アドバイザーに係る指導料等は、次の各号のとおりとする。

(1) 食品技術アドバイザーによる技術指導は有料とし、指導を受けた企業から都が徴収する。

(2) 指導料は、食品技術アドバイザーに対する謝金の2分の1に相当する額とする。

(事業報告等)

10 食品技術アドバイザー指導事業に係る報告は、次の各号のとおりとする。

(1) 食品技術アドバイザーは、技術指導が終了したときは、所長に報告(別記様式5の1, 5の2)しなければならない。

(2) 技術指導を受けた企業は、事業成果報告書(別記様式6)を所長に提出しなければならない。

(3) 所長は、食品技術アドバイザーによる技術指導が終了した時点で、速やかに実施結果を都に報告(別記様式7)しなければならない。

(4) 所長は、毎年9月30日までの食品技術アドバイザー事業の遂行状況について、10月15日東京都までに報告(別記様式8)しなければならない。

(5) 所長は、毎年度事業終了後食品技術アドバイザー指導事業の実績について4月15日までに都に報告(別記様式9)しなければならない。

(成果の帰属)

11 本事業によって得られた全ての成果の所有権は、原則として技術指導を受けた企業に帰属するものとする。

(金品授受の禁止)

12 技術指導を行う食品技術アドバイザーと技術指導を受ける企業との間において、金品の授受を行ってはならないものとする。ただし、8(2)に基づく交通費実費は除くものとする。

(免責)

13 食品技術アドバイザーの技術指導中における事故、技術指導のための移動中の事故及び食品技術アドバイザーの技術指導に基づき企業が損失を受けたときは、都及びセンターはその事故や損失に関する一切の責任を負わないものとする。

(食品技術アドバイザー指定の取消)

14 都は、食品技術アドバイザーが技術指導上知り得た秘密を漏らした場合、その他本事業の目的若しくは内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は心身の故障のため指導業務に耐えられないと認められる場合は、食品技術アドバイザーの指定を取消することができるものとする。

(その他)

15 この要領に定めのない事項は、都、センター及び関係者が協議し実施するものとする。

(様式 1)

食品技術アドバイザー指導事業秘密保持契約書

(食品技術アドバイザー氏名)(以下、「甲」という。) が、(被指導企業名)(以下「乙」という。) に対して行う食品技術アドバイザー指導事業について、甲は、本指導事業の内容及び成果並びに本指導事業に関連して乙から入手した一切の情報について秘密を厳重に保持し、乙の事前の文書による承諾がない限り、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、乙が情報を開示した時点又は甲が本指導事業による知見を得た時点で、既に甲が以前から所有していたか、あるいは公知公用であったことを証明できる情報についてはこの限りでない。

この契約成立の証として正本 2 通を作成し、記名捺印のうえ、甲と乙が各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 (住所)

(氏名)

印

乙 (住所)

(氏名)

印

(様式2)

食品技術アドバイザー指導依頼書

年 月 日

東京都立食品技術センター所長 殿

東京都立食品技術センターの食品技術アドバイザー指導事業実施要領に基づき、
下記の事項について食品技術アドバイザーの指導を依頼します。

企業名					
所在地	〒				
代表者名					印
電話			担当者		
業種		資本金	千円	従業員数	人
売上高			創業年月日	年 月 日	
生産品目・事業内容					

最近の技術指導実績

時期	指導内容	指導者名	実施機関
年 月			
年 月			
年 月			

指導依頼内容

工場所在地案内図

主要設備

(様式3)

番 号
年 月 日

(食品技術アドバイザー氏名) 殿

東京都立食品技術センター所長 印

食品技術アドバイザー指導について(依頼)

このたび、下記の企業から技術指導の申込みがありましたので、貴殿に指導方ご依頼申し上げます。

なお、指導日程等を東京都立食品技術センター担当者へ、事前にお知らせくださるようお願いいたします。

記

企業名					
所在地	〒				
代表者名					
電話			担当者		
業種		資本金	千円	従業員数	人
売上高			創業年月日	年	月 日
指導依頼内容					
食品技術センター 担当者名					

(様式4)

番 号
年 月 日

(依頼企業) 殿

東京都立食品技術センター所長 印

食品技術アドバイザー指導事業の実施について(通知)

年 月 日付で申込みのあった技術指導について、下記のとおり実施することに決定しましたのでご通知申し上げます。

記

- 1 派遣する食品技術アドバイザー (氏 名)
(専門分野)

所 属

住 所

電 話

- 2 東京都立食品技術センターの担当者 (氏 名)

所 属

(様式5の1)

食品技術アドバイザー指導事業報告書

年 月 日

(東京都立食品技術センター所長) 殿

(食品技術アドバイザー氏名) 印

企 業 名	
-------	--

第 回

指 導 年 月 日	年 月 日
指 導 時 間	時から 時まで
指 導 実 施 場 所	

指 導 事 項	
---------	--

確 認	
企業名	
責任者	役職
	氏名
	印

(様式5の2)

食品技術アドバイザー指導事業完了報告書

年 月 日

(東京都立食品技術センター所長) 殿

(食品技術アドバイザー氏名) 印

企 業 名	
-------	--

回	指 導 日 時	食品技術アドバイザー名及び職員名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

過去における技術指導の有無 (有の場合はその内容)	
------------------------------	--

技術上の問題点 (技術指導依頼内容)	
-----------------------	--

技術指導の方針

指導の効果

(様式6)

食品技術アドバイザー指導事業成果報告書(企業用)

年 月 日

(東京都立食品技術センター所長) 殿

企業名

代表者名

印

指導の効果(本事業により指導を受けた成果の企業化、又は適用の効果等)

指導の効果(本事業により指導を受けた成果の企業化、又は適用の効果等)			
指導延日数	日	指導料	* 円

*は東京都立食品技術センターにおいて記入します。

(様式7)

番 号
年 月 日

東京都産業労働局農林水産部
食料安全室長 殿

東京都立食品技術センター
所長

食品技術アドバイザー指導事業実施報告について

このことについて、標記事業を下記のとおり実施したので報告します。

記

指導者名	実施日	指導企業名	指導内容
	月 日	(株)	別紙報告書(様式5の2) 別紙報告書(様式6)のとおり

(様式 9)

食品技術アドバイザー指導実施事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

東京都 産業労働局 農林水産部
食料安全室長 殿

東京都立食品技術センター
所長

指導予定企業数	指導実施予定数	技術アドバイザー数	指導延日数	指導内容	備考

(様式 1 0)

食品技術アドバイザー指導事業実績報告書

番 号
年 月 日

東京都 産業労働局 農林水産部
食料安全室長 殿

東京都立食品技術センター
所長

指導予定企業数	指導実施予定数	技術アドバイザー数	指導延日数	指導内容	備考

食品技術アドバイザー謝金の支払基準

18 産労農食第 16 号
平成 18 年 4 月 1 日

1 目的

この基準は、東京都食品技術アドバイザー指導事業における食品技術アドバイザーに対する謝金の支払基準を定めることを目的とする。

2 定義

この基準において、「食品技術アドバイザー」とは、食品技術アドバイザー指導実施要領及び食品技術アドバイザー指定基準に基づき、都が指定した者をいう。

3 謝金の額

食品技術アドバイザーに対する謝金の額は、1日当たり22,400円とする。

4 適用時期

この基準は、平成18年4月1日から適用する。